

名誉パートナーに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さわやか福祉財団（以下「本財団」という。）の名誉パートナー（の称号授与）に関して必要な事項を定めることにより、本財団の事業運営に多大な貢献をした者を讃え、もって新しいふれあい社会づくりを推進することを目的とする。

(称号)

第2条 本財団の事業運営に関係した者の中から、特に多大な貢献をした者に「名誉パートナー」の称号を授与する。

(授与の基準)

第3条 名誉パートナーの称号は、本財団の事業運営に特に多大な貢献をした者のうち、次の各号のいずれかを満たす者に対して授与する。ただし、在職中の役職員については、授与の対象とはしない。

- (1) 常勤職員として10年以上勤務し、その功績がきわめて著しい者
- (2) ボランティア職員として5年以上活動し、その功績が著しい者
- (3) 5000万円以上の大口寄付者
- (4) 役員として5期以上、または、評議員として3期以上在職した者
- (5) その他特に功績が著しいと認められた者

(対象者の決定)

第4条 名誉パートナーの対象者の決定は、第3条の基準をもとに事務局長の推薦に基づき理事長が行う。

- 2 前項の決定については、本人の同意を得たのち、書面の交付日をもって正式な授与とする。

(活動支援と参加)

第5条 名誉パートナーが、「新しいふれあい社会づくり」という本財団の理念に基づく活動を実践する場合は、本人の申し出に基づき、本財団から次の各号の支援を無償で受けることができる。

- (1) 名刺の交付
- (2) 本財団が作成している冊子・ツール等制作物の交付
- (3) 本財団が主催する特定イベント等への参加

- 2 前項の活動については、本財団から報酬及び費用は支払わない。ただし、本財団から依頼した活動については、関連経費等を別途支払う。

(称号の喪失・取り消し)

第6条 名誉パートナーが、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合、その称号は喪失または取り消すものとする。

- (1) 本人が死亡した場合
 - (2) 本人もしくはその代理人より称号を返上する旨の意思表示があった場合
 - (3) 本人が、本財団の理念に反する行為を行い、もしくは本財団の名誉を汚す行為を行ったと理事長が判断した場合
- 2 前項第3号による取り消しについては、書面をもってこれを通知する。
 - 3 第1項第2号又は第3号により称号を取り消したときは、称号を取り消された者は、第5条第1項第1号により本財団から交付された名刺の使用を中止しなければならない。

(雑則)

第7条

この規程に定めるもののほか、名誉パートナーに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。